## もも病害虫防除暦

JA庄内たがわ 令和6年12月1日時点の登録内容にて作成

					19109 1 12,5	1 1 00 W(0)	登録内容にて作成
回数	防除時期	対象病害虫	薬剤名	倍率 (100㎏当り薬量)	収穫前日数	回数	10a散布量
1	3月中下旬 (発芽前まで)	カイガラムシ類 ハダニ類	スプレーオイル	50 倍	発芽前	1	300 ki
		縮葉病	チオノックフロアブル	500 倍	7日前	5回以内	
2	開花直前	せん孔細菌病	ICボルドー412	30 倍	_	_	400¦%
	5月上旬 (落花後)		展着剤(アビオン-E)	500 倍	_	_	400¦%
3		灰星病	ロブラール水和剤	1,000 倍	前日まで	3回以内	
		ハマキムシ類 モモハモグリガ シンクイムシ類 ケムシ類	フェニックスフロアブル	4,000 倍	前日まで	2回以内	
	5月中旬		展着剤(ハイテンパワー)	10,000 倍			500¦%
4		せん孔細菌病	チオノックフロアブル	500 倍	7日前	5回以内	
		カメムシ類	スミチオン水和剤40	1,000 倍	3日前	6回以内	
5	5月下旬		展着剤(ハイテンパワー)	10,000 倍	_	_	- 500¦กั
		せん孔細菌病	マイコシールド	2,000 倍	21日前	5回以内	
		黒星病	イオウフロアブル	500 倍	発病前~ 発病初期	_	
		カイガラムシ類幼虫	アプロードフロアブル	1,000 倍	14日前	3回以内	
6	6月上旬		展着剤(ハイテンパワー)	10,000 倍	_	_	500%
		せん孔細菌病 灰星病	チオノックフロアブル	500 倍	7日前	5回以内	
		ハマキムシ類・アブラムシ類	ダイアジノン水和剤34(劇)	1,000 倍	前日まで	4回以内	
	6月中旬		展着剤(ハイテンパワー)	10,000 倍	_	_	500%
7		せん孔細菌病	マイコシールド	2,000 倍	21日前	5回以内	
		シンクイムシ類 モモハモグリガ	モスピラン顆粒水溶剤(劇)	2,000 倍	前日まで	3回以内	
	6月下旬	灰星病・黒星病	ダコニール1000	1,000 倍	前日まで	6回以内	500¦ž
8		シンクイムシ類 アブラムシ類 モモハモグリガ	アグロスリン水和剤(劇)	2,000 倍	前日まで	5回以内	
		ハダニ類	スターマイトフロアフル	2,000 倍	前日まで	10	
	7月上旬		展着剤(ハイテンパワー)	10,000 倍	_	_	500 ใก้
9		灰星病 ホモプシス腐敗病	ロプラール水和剤	1,000 倍	前日まで	3回以内	
		シンクイムシ類、アブラムシ類 モモハモグリガ	ダントツ水溶剤	2,000 倍	7日前	3回以内	
	7月中旬		展着剤(ハイテンパワー)	10,000 倍	_	_	500 kž
10			オンリーワンフロアブル	2,000 倍	前日まで	3回以内	
		シンクイムシ類 アブラムシ類 モモハモグリガ	アグロスリン水和剤(劇)	2,000 倍	前日まで	5回以内	
	7月下旬		展着剤(ハイテンパワー)	10,000 倍	_	_	500 ¦ฆี
11			ダコニール1000	1,000 倍	前日まで	6回以内	
		ハマキムシ類、モモハモグリガ、シンクイムシ類	サムコルフロアブル10	5,000 倍	前日まで	2回以内	
12	8月1日頃 (あかつき収穫直前)		展着剤(ハイテンパワー)	10,000 倍	_	_	500 ให้
			+IPWDG ※	2,000 倍	前日まで	2回以内	
		シンクイムシ類 モモハモグリガ	モスピラン顆粒水溶剤(劇)	2,000 倍	前日まで	3回以内	
-	8月中旬 (晩生種防除)		展着剤(ハイテンパワー)	10,000 倍	_	_	500¦ñ
特別			ベルクート水和剤	1,500 倍	前日まで	3回以内	
		シンクイムシ類	スタークル顆粒水溶剤	2,000 倍	前日まで	3回以内	
13	収穫後	せん孔細菌病	ICボルドー412	30 倍	_	_	500ki
			スは		IID 1#/// L.		
			コサイド3000	2,000 倍	収穫後から 落葉まで	_	
	9月~落葉期 (13回防除から 2週間後)	せん孔細菌病	ICボルドー412	30 倍	_	_	500¦กี
14			スは				

ラベルを必ず確認し、登録内容(倍率、収穫前日数、回数など)を遵守してください!また器具の洗浄は十分に行ってください。 暦にない薬剤を使う場合は必ず指導員に相談してください。

※WDG剤(ナリアWDG等)はさらさらとゆっくりとタンクの水に投入すると溶け易い。一度に水に入れると固まるので注意すること。

## 住宅地における農薬使用について

農薬使用者は住宅地において農薬の飛散防止措置を講ずるよう努めなければならないと規定されています。これを受けて、公共施設・住宅地に近接する場所における病害虫の防 除については極力、農薬散布以外の方法をとること。ただし、やむを得ず農薬を使用しなければならない場合は注意事項(散布に関する事前の周囲への周知、飛散防止のための天 候や時間帯に関する配慮)などの遵守に努め住民の健康に被害を及ぼすことのないように最大限配慮するようにしてください。